

令和5年度 第1回三重県最低賃金審議会小委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月3日(木) 13時25分～14時00分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 伊藤 由幸 葛山真由美 前田 良彦
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

4 議題

- (1) 委員長・委員長代理の選出
- (2) 特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について

5 開 会

(指導官)

少し早いですが、只今から令和5年度三重県最低賃金審議会小委員会を開催させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から、ご挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

皆様お疲れさまです。本日、連日暑い中、小委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、月曜日から火、水と本審、専門部会にご対応いただいております。本当にありがとうございます。

本日の小委員会でございますが、改正の申出書が提出されております電線ケーブル製造業等5業種の改正の必要性の有無について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

6 議 事

- (1) 委員長・委員長代理の選出

(室 長)

続きまして、小委員会を進めるにあたりまして、まず始めに、委員長、委員長代理を選任していただき、議事を進めていただくこととなります。

安井会長いかがいたしましょうか。

(安井会長)

それでは、私の意見を少し述べさせていただきます。委員長に三好委員、委員長代理には、私、安井ということで決めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なしの声 —

(室 長)

それでは、これよりの委員会の運営は三好委員長のほうでよろしくお願いいたします。

(2) 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

(委員長)

三好でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

7月6日に三重労働局長から安井会長に諮問がございました特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について、これからご審議をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(指導官)

それでは、私の方から説明させていただきます。

本日お配りをしております資料1をご覧ください。

特定（産業別）最低賃金の申出書の提出があったのは、電線・ケーブル製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種となっております。

資料1をご覧くださいますと、申出合意労働者数が適用労働者数のおおむね3分の1以上というのが申出の要件の一つでございます。

この表の黄色で塗り潰してある「⑩合意比率」にそれぞれございますように、電線・ケーブル同製品製造業で72.8%、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業で45.5%、一般機械器具製造業で34.9%、電気機械器具製造業で58.3%、輸送用機械器具製造業で48.2%ということで、それぞれ「おおむね3分の1以上」という要件は満たしているところでございます。

また、提出された申出書により算出しますと、それぞれ5業種とも、⑫協約による最低額から、⑬現行の産別の最賃額を引いた額であります、ピンク色で塗り潰してある「差額・時間額」が、電線・ケーブル製造業ですと協約による最低額が1,075円、最賃額が970円ですので、その差が105円ということで、言い換えれば105円まで引き上げることが可能であるということになります。

ほかの4業種の産業では、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業でその差が1円、一般機械器具製造業で97円、電気機械器具製造業で58円、輸送用機械器具製造業で41円となっております。

また、引き上げられた特定（産業別）最低賃金額が三重県最低賃金額を下回った場

合、埋没となり三重県最低賃金額が適用されますので、ご協議の際にはこちらの金額も念頭において、ご協議していただきますようよろしくお願い致します。

申出書の写は、第2回本審の資料9にお付けしたとおりです。

資料2は、特定（産業別）最低賃金5業種と地域別最低賃金額の推移と格差をまとめたものでございます。

資料3は、5業種の最低賃金基礎調査の中間集計を取りまとめたものを付けさせていただきます。

見方につきましては、電線・ケーブル製造業で見ますと、現在、970円が最低賃金額になりますので、メーカーが引かれている969円以下が最低賃金より低い金額を支払っていることとなります。同じ要領で他の業種もご覧下さい。

資料4は、5業種について、今年もアンケート形式での通信調査による参考人意見聴取を行いました。

最低賃金基礎調査の提出をいただいた事業場を選定し、7月7日に46事業場に発送し、提出期日は7月20日としましたが、31事業場から回答をいただいております。

ただ、電線・ケーブル製造業につきましては、事業場数及び最低賃金基礎調査対象事業場数が少ないことから、毎年、依頼する事業場が偏ってしまうのが実情です。

最後に、特定（産業別）最低賃金発効予定日について説明します。

特定（産業別）最低賃金の場合で、事業場において賃金締切日が20日締めのところが見られ、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果12月21日発効となりました。

これに基づき発効日を12月21日と考えますと、答申を10月23日にいただくと、異議申出の締め切りが11月7日ですので、異議申出があれば11月8日（水）に異議審を開催することとなります。昨年は異議の申出がなかったため、異議審は行われておりません。

12月21日の発効で、官報公示が30日前ということで11月21日の官報公示、それに合わせるためには、本審を開催して10月23日（月）に答申をいただく必要があります。

簡単ではございますが、資料等についての説明は以上でございます。

（委員長）

ありがとうございました。只今の事務局からのご説明ですけれども、何かご質問等ございましたら。

特にございませんでしょうか。

それでは、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無にかかる審議をこれからお願いしたいと思います。

まず、双方からご意見を頂戴したいと思います。使側の委員の方、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

（中村和仁委員）

昨年は、今回上がってきていなかったガラス製造業が必要性なしという判断をさせ

ていただきました。今年は、この5業種が上がってきたというところで、昨年も申しましたように、今年度はまだ決まっていますが、地賃のほうが大幅に上がっていて、特定(産業別)最低賃金との差が狭まる若しくは逆転をするという状況の中で、今回、今から採決をさせていただきますが、公労使共に在り方というか、考え方を議論していく、次年度以降も含めて真剣に考えさせていただかないといけないタイミングだと思います。

今回、必要性の有無につきましては、かなり悩みました。

金額だけではなく色々な部分を総合的に判断をさせていただいて、この後の結果を出させていただくわけですが、その辺を踏まえ、また対応をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

よろしいですか。

労側の先生方よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

昨年も色々議論をさせていただいたということをお聞かせいただいております。その中で、やはり審議会という場で、しっかりと労使で協議いただきたいということで、混乱なく議事が進められるよう事前の調整を是非お願いしたいというところでお言葉をいただきました。小委員会のみで決まるものではないといった中で、しっかりと労使のイニシアティブを取ってというところで、私共も進めさせていただいたところがございます。

その中で、特定(産業別)最低賃金については、産業の労働者の公平な賃金を追求するという役割でもあったりですね、事業の公平な競争の確保といったものもでございます。そういった中で、この地域における基幹産業といったところで、我々も取り組んできたところでもございますし、第1回の時にもありましたように、それぞれの産業の思いというのもお伝えさせていただいたところがございますので、よろしくお願いいたしますと思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、必要性の有無の確認に入らせていただきたいと思いますのですが、他にご意見ございませんか。よろしいですね。

— 異議なし —

それでは、5業種の特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無を確認したいと存じます。それぞれで確認をさせていただきますので、挙手の方をお願いいたします。

電線・ケーブル製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありと思われ

る委員の方は、挙手をお願いいたします。

公労使代表委員全員挙手。

全員挙手ということで、承りました。

つづきまして、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありと思われる委員の方は、挙手をお願いいたします。

労働者代表委員3名挙手。

一般機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありと思われる委員の方は、挙手をお願いいたします。

労働者代表委員3名挙手。公益代表委員1名挙手。

電気機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありと思われる委員の方は、挙手をお願いいたします。

公労使代表委員全員挙手。

輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありと思われる委員の方は、挙手をお願いいたします。

公労使代表委員全員挙手。

ありがとうございます。

それでは、3業種が全会一致となりました。確認をさせていただきますと、電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業、それぞれの最低賃金の改正必要については、ありということで決定したいと思います。よろしゅうございますか。

— はい、の声あり —

ありがとうございます。

それから、全会一致とならなかった洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、一般機械器具製造業の最低賃金の改正については、必要性なしとさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、全ての決議が終わりましたので、それでは、事務局において2通の小委員会報告(案)を作成願います。

(伊藤委員)

ひとつよろしいでしょうか。

(委員長)

はい、どうぞ。

(伊藤委員)

申し訳ございません。我々も労使でしっかりと前に進んでの今回の思いでありました。残念ながらのところではありましたが、必要性なし、足らざるものは何だったのかというところを返答いただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員長)

使側の委員の皆様よろしいでしょうか。

(中村和仁委員)

洋食器・刃物、一般機械器具製造業におきまして、確かもう20年と8年くらいですかね、審議がなされていなかった。ずっとその状況の中で、ここにきて提示をされたというところではありますが、その間、こちらとしては、長期にわたって必要性を上げてこなかったということは、そういうこととして認識をしておりますので、今回審議をさせていただく必要はないという判断でございますのでよろしく願いいたします。

(委員長)

もう一つありますよね。一般機械。

(中村委員)

一般機械も同じくですね。

(委員長)

同じことですね。洋食器と一般機械は同じという理由ですね。

(中村委員)

そうです。

(委員長)

そういうことで、よろしく願いします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局報、報告(案)の準備お願いいたします。

— 指導官 事務局より小委員会報告(案)を作成(2通) —

— 事務局より小委員会報告(案)を配布(2通) —

(委員長)

今、お手元の方に報告(案)を配布させていただきました。事務局において読み上げをお願いいたします。

— 指導官 小委員会報告(案)(2通)の朗読 —

(委員長)

ありがとうございました。各委員の皆様、何かご意見はございますか。

よろしいですか。

それではこれもちまして、小委員会報告として本審に報告させていただきます。
よろしくお願いいたします。

(室 長)

それでは、最後に、基準部長から御礼の挨拶をさせていただきます。

(部 長)

只今、ご審議をいただきまして、特定（産業別）最低賃金最低賃金の改正の必要性につき、ご結論をいただきました。本当にありがとうございます。

今後、本審への報告を踏まえまして必要性ありとされた業種について、9月以降に具体的な審議に移っていくことになるかと考えておりますが、委員長を始め、各委員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。これもちまして小委員会を終了させていただきます。
どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上